

騒音障害防止対策管理者教育のご案内

騒音性難聴は一度発症すると聴力の回復が困難であるため、職場における騒音障害防止対策が重要です。令和5年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」が改訂され、管理者の選任や対策の強化が求められるようになりました。

つきましては、下記の通り、騒音障害防止対策の管理者に対する労働衛生教育を開催いたします。

【騒音防止対策の管理者に対する労働衛生教育カリキュラム（計3時間）】

- ◇ 騒音の人体に及ぼす影響（30分）
- ◇ 適正な作業環境と維持管理（80分）
- ◇ 聴覚保護具の使用及び作業方法の改善（40分）
- ◇ 関係法令等（30分）

1. 日時及び会場

日	時	会 場
5月21日（木）	13:00～16:30	青森総合流通団地共同会館 （青森市野木野尻37-498）

※遅刻、欠席等受講時間が不足すると修了できません。

2. 受講対象者
- ・騒音障害防止対策の管理者
 - ・騒音作業に従事する作業者

3. 費用（税込）

一 般	9,350円（受講料 7,700円、テキスト代 1,650円）
協会員	7,700円（受講料 6,050円、テキスト代 1,650円）

4. 申込方法：電話等で予約の上、2週間以内に申込手続きをお願いします。

- ①申込書を FAX・郵送・メール等で提出ください。
- ②費用は 銀行振込・現金書留・窓口等でお支払いください。
 - ・振込先は、ご予約時に当協会HP上で振込口座をご案内します。
 - ・受講当日のお支払いは受付しておりません。

5. 締 切：令和8年5月8日（金） ※定員に達し次第、締め切る場合があります。

6. そ の 他・申込書と受講費用を確認後、領収書付きの受講票を発行します。

- ※受講票等は原則メールでの送付です。アドレスの記入にご協力ください。
- ・2週間を過ぎた受講予約は取り消す場合があります。
 - ・キャンセルは土・日・祝日を除く講習開始3日前までにご連絡ください。
 - ・修了者には修了証を交付します。

申込み、問合せ先 **一般社団法人青森地区労働基準協会**

〒030-0811 青森市青柳2-2-6

MAIL kousyuu@aorouki.com

HP <https://aorouki.com>

TEL 017 (723) 1755

FAX 017 (723) 5741



◎騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月改訂）より

対象作業場	騒音障害防止のためのガイドライン別表第1、第2に該当する作業場 別表第1：著しい騒音を発生する屋内作業場（全8作業場） 別表第2：等価騒音レベルが85dB以上になる可能性が大きい作業場（全52作業場） ※該当しない作業場でも騒音レベルが高いと思われる業務時にはガイドラインと同等の対策を講じることとされています。
管理者の選任要件	衛生管理者、安全衛生推進者、ライン管理者、職長等 ※管理者として選任されるには、ガイドラインに定められた労働衛生教育が必要です。
ガイドライン改訂のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ● 騒音障害防止対策の管理者の選任について ● 騒音レベルの適切な測定および必要な対策 ● 聴覚保護具の選定基準 ● 騒音健康診断の検査項目の見直し ● 管理者および労働者に対する労働衛生教育の実施



ガイドライン別表

※コピーしてご使用ください

騒音障害防止対策管理者教育（5／21） 申込書			
ふりがな			
氏名		男・女	生年月日 S・H 年 月 日生
住所	<input type="checkbox"/> 旧氏名等の併記を希望する [旧氏名:]		
事業所名及び所在地	(〒) [TEL ()]		
メールアドレス	@		
領収書宛名	<input type="checkbox"/> 事業所名 <input type="checkbox"/> 受講者氏名 <input type="checkbox"/> その他 ()		
令和 年 月 日 受講者氏名（自署）			
一般社団法人 青森地区労働基準協会長 殿			

【個人情報について】 ご記入頂いた個人情報は、講習実施の目的以外に使用することはありません。
 【その他】 旧氏名等の併記を希望する場合は、氏名が確認できる書類を添付してください。
 （戸籍謄本、旧姓を併記した住民票、自動車運転免許証等）

※ 協会記入欄（記入しないで下さい。）

受講番号	受付日	会員区分	申込方法	受付者	受領金額
	/	会・非・他会員()	直・振・書		円